釧路湿原エゾシカ対策検討会議　設置要綱

（目的）

第 1 条　釧路湿原国立公園及びその隣接地域において、ラムサール条約登録前の生態系の維持又は回復を目標としたエゾシカ対策の実施及び評価について科学的な助言を得るとともに、関係機関間の情報共有、効果的な連携・協力を図るための連絡調整を行うことを目的として、「釧路湿原エゾシカ対策検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条　次に挙げる事項について、必要な検討を行う。

（1）釧路湿原国立公園釧路湿原生態系維持回復事業計画（以下、「事業計画」という。）及びその実施計画に基づく各種対策の実施・評価・見直しに関する事項。

（2）関係機関との連絡調整に関する事項。

（3）その他目標達成のために必要な事項。

（構成）

第 3 条　検討会議は、別紙に掲げる釧路自然環境事務所長が委嘱する委員及び関係機関をもって構成する。

2　会議に議長を置く。

（招集）

第 4 条　検討会議の招集は、釧路自然環境事務所長が行う。

（運営）

第 5 条　検討会議は、議長が議事進行を行う。

2　議長は、委員の互選により選出する。

3　議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

3　議長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対して会議への出席を求めることが出来る。

4　会議は、原則として公開とする。

（事務局）

第 6 条　検討会議の事務を行うため、釧路自然環境事務所に検討会議事務局を置く。

（その他）

第 7 条　検討会議は、釧路湿原における適正なエゾシカ対策に資するため、釧路湿原自然再生協議会及び北海道エゾシカ対策有識者会議等との連携・協力を図る。

2　上記に定めのない事項で、検討会議の運営に必要なものについては、別に定める。

（附則）

この要綱は、令和 2 年 3 月 17 日から施行する。

別紙

○委員（50 音順）

稲 富　佳 洋　北海道立総合研究機構　エネルギー・環境・地質研究所
自然環境部　生物多様性保全グループ　主査

金 子　正 美　酪農学園大学　名誉教授
株式会社インターリージョン　代表取締役

小 林　聡 史　釧路公立大学　名誉教授

髙嶋　八千代

中 村　太 士　北海道大学大学院　教授

○関係機関

北海道立総合研究機構　エネルギー・環境・地質研究所　道東地区野生生物室

農林水産省　林野庁　北海道森林管理局　根釧西部森林管理署

国土交通省　北海道開発局　釧路開発建設部　釧路河川事務所

北海道　釧路総合振興局　保健環境部環境生活課

釧路市　市民環境部環境保全課

釧路町　産業経済課

標茶町　農林課

鶴居村　産業振興課

○事務局

環境省　北海道地方環境事務所　釧路自然環境事務所